



7ス序第1839号
令和7年12月22日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 殿
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 の 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

ス ポ ーツ 庁 次 長
浅 野 敦 行

文 化 庁 次 長
日 向 信 和

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
望 月 複

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
の策定について（通知）

部活動改革については、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」と位置付け、各地方公共団体等において取組を進めさせていただいているところです。

このたび、文部科学省においては、令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめや、令和7年6月からの「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」での議論等を踏まえ、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等について、国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものです。本ガイドラインでは、学校部活動における暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶に向けた取組や留意事項

等についても示しています。

各地方公共団体等におかれては、本ガイドラインに基づき、部活動の地域展開や、学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた部活動改革を進めていただくようお願いします。その際、地方公共団体における事務負担の軽減や円滑な運用等の観点から、文部科学省において、地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱のひな型を作成するとともに、希望する教師等が円滑に地域クラブ活動に従事することができるよう、兼職兼業の許可に関する要綱のひな型を作成していますので、こちらも御活用の上、速やかに関係規程等の整備等を進めていただくようお願いします。また、子供たちにとって身近で安全・安心に活動できる学校施設について、地域クラブ活動においても優先的な利用等が認められるよう格別の御配慮をお願いします。加えて、地域クラブ活動及び学校部活動における暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶に向けた取組の徹底をお願いします。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び当該教育委員会が設置する学校、スポーツ・文化振興担当等の関係部局、所管の学校、所轄の学校法人及び当該学校法人が設置する学校に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、附属学校を設置する各公立大学法人の長におかれては、附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人の長におかれては、設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、それぞれ周知を図るとともに、適切な支援、指導及び助言等をいただくようお願いいたします。

【添付資料】

- 添付1 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成、主な内容、地域クラブ活動に関する認定制度の概要）
- 添付2 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）（本体、別冊資料①、別冊資料②）
- 添付3 地域クラブ活動に関する認定制度に係る要綱のひな型（申請書等の様式を含む）
- 添付4 教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱のひな型（申請書等の様式を含む）

【本件担当】

文部科学省：電話 03-5253-4111（代表）

○地域スポーツクラブ活動及び運動部活動に関するこ

スポート庁地域スポーツ課企画係（内線 3493）

○地域文化クラブ活動及び文化部活動に関するこ

文化庁参事官（芸術文化担当）付

学校芸術教育室文化活動振興係（内線 2832）